（様式１）

　　　　　　　　　　　高圧ガス事故等調査報告書（災害）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| １.高圧ガスに係る事故等２.参考事故 | 報告年月日　：　　年　　月　　日（　曜日）報告書作成者：  | 整理番号：  |
| 報告段階： 中間(第　　次)、確報 |
| 　事故分類： Ａ　Ｂ１　Ｂ２Ｃ１　Ｃ２ |
| 別　　添： 有　　　　無 |
| 届出の根拠規定１．法第６３条第１項　２．法第３６条第２項 |
| 事 故 の 呼 称 |   | 法 令 区 分： 一般則、ＬＰ則、冷凍則、コンビ則 [認定事業所:有(認定施設､非認定施設) 無]・第一種製造者・第二種製造者(処理能力:30m3未満、30m3以上) |
| 発　生　日　時 | 　　年　　月　　日(　曜日)　　　時　分(24時間制) |
|  気　　　　　象 | 天気　 　温度　　℃　湿度　　％　風向　　　風速　　m/s | コンビナート地区名：１.鹿島　　　２.千葉　　　３.川崎・横浜４.四日市　　５.堺・泉北　６.水島７.岩国・大竹 　８.周南９.新居浜　　10.大分　11.その他（　　　） |
| 事故発生場所 |  区　　　分 | １.事業所内事故　　　２.事業所外事故 |
| 事故発生場所 |  所在地 ： 名称 ： 　　 電話　　　　（　 ） |
| 業　　種：１.石油精製　　　２.貯蔵基地３.石油化学（エチレンセンターを含む）４.一般化学（肥料又は合成繊維を含む）５.製鉄所　　　　６.鉄工所７.機械 ８.電気９.自動車 10.食品11.紙・パルプ 12.窯業13.建設 14.運送15.その他（ ） |
|  連絡者氏名 | （所属） 　　電話 （ ） |
| 規制対象別 | １.製造事業所　 ２.冷凍事業所　 ３.充填所　 ４.スタンド　 ５.販売所 　　タンクローリ 　自動車 　枠組み(カードル)６.貯蔵所　　７.導管 ８.移動 　　鉄　道 　バラ積み 　船　舶９.消費先　10.特定高圧ガス消費者　11.容器検査所　12.その他（　　　） |
| 事業所規模（処理能力・貯蔵量） |  |
| 事故発生事象 | 　　事　　　　　象　 　 | 事象が１つの場合１.爆発　　　２.火災　　　３.噴出・漏えい　　４.破裂・破損等　　５．その他（　　　　　　　　　　　） |
| 事象が２つの場合１次事象（　　　）→　２次事象（　　　）　※（　　）に番号を記入１.爆発　　　２.火災　　　３.噴出・漏えい　　　４.破裂・破損等　　５．その他（　　　　　　　　　　　） |
| 　　噴出・漏えいの詳細 | （１）噴出・漏えいの程度　　１．微量（石けん水等を塗布した場合、気泡が発生する程度）２．微量以外（ ｍ3又はkg）　３．不明　　　４．調査中（２）噴出・漏えいの部位１．母材(材質：　　　　)　２.溶接部(材質：　　　)　３.ろう付け部(材質：　　　)　４.締結部　５.開閉部　６．可動シール部　７.その他(　　　　　　　　)（３）漏えい部位の寸法１.径(　　　　　)　２.板厚(　　　　　)　３．呼び圧力(　　　　　)（４）噴出・漏えいの分類噴出・漏えい① １．腐食(内面、外面)　２．疲労(振動、温度変動、圧力変動)　３．エロージョン／コロージョン　４．応力腐食割れ　５．クリープ　６．その他（　　　　　　　　　　）噴出・漏えい② １．締結部(フランジ式継手、ねじ込み式継手、フレア式継手、ホース継手)２．開閉部（バルブ、コック）　３．可動シール部（メカニカルシール、スイベルジョイント、その他（　　　　　　））噴出・漏えい③　１．誤開閉　２．開閉忘れ　３.液封、外部衝撃などによる破裂、破損、変形４．ドレン抜きミス　５．点火ミス、失火、逆火等　６.その他(　　　　　) |
|  　取 　扱 　状 　態 | １.平日　　　２.休日　　　３.事業所休日 |
| １．製造中（a.定常運転、b.スタートアップ、c.ｼｬｯﾄﾀﾞｳﾝ、d.ｴﾏｰｼﾞｪﾝｼｰｼｬｯﾄﾀﾞｳﾝ、e.その他）　２．貯蔵中　３．停止中（a.検査・点検中、b.工事中、c.休止中、d.その他（　　　　））４．荷役中　５．消費中　６．移動中　７．その他（　　　　　　　） |
| １.自 社 | ２.関係事業所　所在地： 名　称： | 備考 |  |
| 　事故の概要（事故に至る経緯を含む） |
| ガスの種類及び名称 １.可燃性ガス　　　：１.アセチレン　２.エチレン　　３.液化石油ガス　４.塩化ビニル　　５.水　素　　６.ブタン　 ７.プロパン　　８.プロピレン　９.メタン 10.その他（　　　　　　） ２.毒性ガス ：１.亜硫酸ガス　２.塩素　　　　３.その他（　　　　　　） ３.可燃性毒性ガス ：１.アンモニア　２.一酸化炭素　３.クロルメチル　４.酸化エチレン　５.ｼｱﾝ化水素 ６.硫化水素　　７.その他（　　　　　） ４.支燃性ガス　　　：１.空　気　　　２.酸　素　　 ３.その他（　　　　　） ５.不活性ガス ：１.アルゴン　　２.炭酸ガス　 ３.窒素　　　　　４.ヘリウム５．フルオロカーボン（可燃性ガス又は毒性ガスを除く。）　６.その他（ 　　　　　） ６.そ　の　他 ：１.混合ガス（ ）　２.エアゾール（ ） ３.特殊高圧ガス（ 　） ４.その他（ ） |
| ｶﾞｽの状態 | １.液相　　２.気相 | １.常圧　　２.加圧 | １.低　温 　 ２.常　温（5℃～35℃） 　　 ３.高　温 |
| 製造設備等の概要 | 名称：能力： 　　　　　容量： 　　　　　稼働率：　　　　％ｶﾞｽの状態:常用圧力　 　MPa 常用温度 　　℃ | 消費設備等の概要 | 容器の容量及び ｶﾞｽ 　　kg(m３)×　　 本容器本数： ｶﾞｽ 　　kg(m３)×　　 本 ｶﾞｽ 　　kg(m３)×　　 本容器と火気との距離： 　　　 ｍ逆火防止器の有無　： 有　　　　　無 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ﾌﾟﾗﾝﾄ操業開始後経過年数 | 設 備 設 置 後 経 過 年 数 | 設備の最近のシャットダウン検査後の経過年数 | 設備の最近の運転中検査後経過年数 |
| １.　新設試運転中２.　１年未満３.　１年以上３年未満４.　３年以上５年未満５.　５年以上７年未満６.　７年以上10年未満７.　10年以上15年未満８.　15年以上20年未満９.　20年以上（ 　　　年） | １.　新設試運転中２.　１年未満３.　１年以上３年未満４.　３年以上５年未満５.　５年以上７年未満６.　７年以上10年未満７.　10年以上15年未満８.　15年以上20年未満９.　20年以上（ 　　　年） | １.　１週間未満　２.　１週間以上１月未満３.　１月以上３月未満４.　３月以上６月未満５.　６月以上１年未満６.　１年以上２年未満７.　２年以上 （　　　　　年） | １.　１週間未満　２.　１週間以上１月未満３.　１月以上３月未満４.　３月以上６月未満５.　６月以上１年未満６.　１年以上２年未満７.　２年以上 （　　　　　年）  |
|  設　備　区　分 |  |
| Ⅰ 塔　槽　類 | 機　器 | １.加熱炉　　２.反応器　　３.蒸留器　　４.熱交換器 　５.分離器　　６.中間貯槽７.貯槽(ａ.球形貯槽　ｂ.低温貯槽　ｃ.枕型貯槽　ｄ.その他（　　　）)　８.コールド・エバポレータ　９．その他（　 ） |
| Ⅱ 回転設備 | 機　器 | １.ポンプ　　２.圧縮機　　３.送風機　　４.その他（　　　　　　） |
| Ⅲ 配管、継手、弁 | 機　器 | １.配　管　　２.継　手 ３.弁　　　　４.その他（　　　　　　） |
| Ⅳ 附 属 設 備 | 機　器 | １.安全装置 ２.緊急遮断弁　３.警報設備　４.緊急脱圧設備　５.液面計　６.圧力計７.温度計　　８.流量計　　　９.断熱材　　10.その他（ ） |
| Ⅴ 特殊反応設備 | 種　類 | １.アンモニア二次改質炉　　 ２.エチレン製造施設のアセチレン水添塔３.酸化エチレン製造施設のエチレンと酸素又は空気との反応器４.ｼｸﾛﾍｷｻﾝ製造施設のﾍﾞﾝｾﾞﾝ水添反応器　　 ５.石油精製における重油直接水添脱硫反応器６.石油精製における水素化分解反応器　 ７.低密度ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝ重合器　 ８. ﾒﾀﾉｰﾙ合成反応塔 |
| Ⅵ 冷凍設備 | 種　類機　器 | １.ﾚｼﾌﾟﾛ型　　２.ﾀｰﾎﾞ型　　３.ﾛｰﾀﾘｰ型 　４.ｽｸﾘｭｰ型　　５.吸収式 　６.その他（　　）１.圧縮機 ２.凝縮器 ３.受液器 ４.蒸発器 ５.液分離器 ６.配管･継手･弁 ７.その他( ) |
| Ⅶ 容　　器 | 種　類機　器 | １.ﾀﾝｸﾛｰﾘ　２.容器 ３.ｴｱｿﾞｰﾙ缶　４.ﾀﾝｸ車　５.ﾊﾞﾙｸ　６．その他（　　　　　）１.本体　　２.附属品（ａ.元弁 ｂ.安全装置（安全弁を含む。）ｃ.緊急遮断装置（緊急遮断弁を含む。） ｄ.配管、継手、弁 ｅ.調整器 ｆ.その他)３.その他（　　　　 　　） |
| Ⅷ 溶接、溶断の設備 | 機　器 | １.吹管等加工部　２.配管、継手、弁　３.容　器　４.ホース　５.調整器　６.その他（　　　） |
| Ⅸ　そ　の　他 |  |
| 設備の詳細 | メーカー名（　　　　　　　　　）、品名及び品番（　　　　　　　　　　　　）　大臣認定品の場合は、認定番号（　　　　　　　）及び認定の区分（機器の種類）（　　　　　　　） |
|  事　故　発　生　原　因 （主◎、副○） |  　　 着　　火　　源 |
| １.設計不良　　２.製作不良　　　３.施工管理不良　　　４.腐食管理不良　　　５.検査管理不良　６.点検不良　 ７.締結管理不良 ８.シール管理不良　　９．容器管理不良　１０.組織運営不良　　１１.操作基準等の不備　　１２.情報伝達の不備　　１３.誤操作、誤判断 　　１４.不良行為　　１５.自然災害（台風、地震、その他(　　　　　))　　１６.交通事故(他損、自損)　　　１７.システム障害・サイバー攻撃　　　１８.その他(　　　　　) |  １.裸火 ２.静電気火花 ３.摩擦熱 ４.逆火　　５.高温物体 ６.その他（　　　） |
| 　事故発生原因の詳細　被害：人身被害その他１：原因別　注：（　）内は第三者被害者数（内数）を記載する。原因がその他になる場合は（　）内に記入すること。 |
|  | 原 　　　　因 | 事　業　所　内　事　故 | 事　業　所　外　事　故 | 合　　　計 |  |
|  死　亡 | 　重　傷 | 　軽　傷 |  死　亡 |  重　傷 | 　軽　傷 |
|  中　　　　　毒 |  (　) |  (　) |  (　) |  (　) |  (　) |  (　) |  (　　) |
|  酸　　　　　欠 |  (　) |  (　) |  (　) |  (　) |  (　) |  (　) |  (　　) |
|  火　　　　　傷 |  (　) |  (　) |  (　) |  (　) |  (　) |  (　) |  (　　) |
|  裂 傷 |  (　) |  (　) |  (　) |  (　) |  (　) |  (　) |  (　　) |
|  衝撃による被害 |  (　) |  (　) |  (　) |  (　) |  (　) |  (　) |  (　　) |
| そ　　の　　他（　　　　　　） |  (　) |  (　) |  (　) |  (　) |  (　) |  (　) |  (　　) |
|  合　　計 |  (　) |  (　) |  (　) |  (　) |  (　) |  (　) |  (　　) |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  人身被害その２：対象別　　注：被害者が協力会社等に所属するときはその旨を備考欄に記載する。 |
|  |  |  死亡、重傷、軽傷の別 |  氏　名 | 年齢 | 性別 | 職名(第三者の場合は職業) | 距離 |  傷病名 |  備　　考 |  |
| 事業所内 | 当事者 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 第三者 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 事業所外 | 当事者 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 第三者 |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |

 　　　　物　的　被　害

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  建造物、機器類等の名称 |  距離(m) |  　被　　害　　の　　内　　容 | 損害額(千円) |  備　考 |
| 事業所内 | 当事者 |  |  |  |  |  |
| 第三者 |  |  |  |  |  |
| 事業所外 | 当事者 |  |  |  |  |  |
| 第三者 |  |  |  |  |  |
|  |  |  合　計 |  |  |

|  |  |
| --- | --- |
| 人的被害、物的被害以外の事業所外への影響 | １．住民避難（　　　人　　　　時間程度）２．事業所外へのガス流出、飛散物（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）３．その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  　　 許　認　可　関　係 |  保　　安　　検　　査 |  　　行　　政　　措　　置 |
| 届　　　　　出：　　　　年　　月　　日許　　　　　可： 年　　月　　日完　成　検　査： 年　　月　　日直近の変更許可： 年　　月　　日直近の完成検査： 年　　月　　日 | 定期自主検査： 年　　月　　日保 安 検 査 ： 年　　月　　日 | 使用停止命令 ： 　　　 年　　月　　日使用停止命令解除： 　　　 年　　月　　日操業再開 ： 　　　 年　　月　　日改善命令 ： 　　　年　　月　　日関係条項 ： |
| 官公庁で講じた措置及び対策 | 事業所側で講じた措置及び対策 |
| 地域防災協議会及びコンビナート防災協議会の活動状況 | 法令違反の有無：　有　　無 （条項：　　　　　　　）　内容： |
| 官公庁で出した通知文書、新聞等の写し、図面、写真、所見等 所見： 別紙（　） 別紙（　） |

※記載にあたっては、別添「高圧ガス事故等調査報告書（災害）記載要領」を参照のこと。